

令和3年11月16日

所属長各位

会津美里町長

令和4年度当初予算編成方針について（通知）

国は、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に引き続き万全を期す中、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を確立するため、「グリーン社会の実現」、「官民挙げたデジタル化の加速」、「日本全体を元気にする活力ある地方創り」、「少子化の克服・子供を産み育てやすい社会の実現」の4つを、成長を生み出す原動力として推進することとし、重点的な資源配分を行い、メリハリのある歳出・歳入両面の改革を行うとしている。

また、「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」においては、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとし、裁量的経費は、令和3年度予算の90%以内、義務的経費についても聖域を設けることなく、制度の根底にまで踏みこんだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図るものとしている。

これを受け、総務省が8月に示した「令和4年度概算要求」において、地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているが、地方財政収支の不足額を補てんする臨時財政対策債の発行は抑制するとしており、依然として厳しい地方財政状況である。

本町の財政見通しについては、歳入における自主財源の半分を占める町税収入において、新型コロナウイルス感染症の影響により、見通しが不透明な状況が続いており、依存財源である普通交付税及び臨時財政対策債についても、国勢調査人口の減による急減緩和措置期間の2年目となるため減額が見込まれるところである。

歳出においては、郷土資料館整備事業や本郷生涯学習センター等移転事業など、公共施設等長寿命化計画に位置づけられた大規模改修事業を引き続き継続するほか、新型コロナウイルス感染症対策、施設の維持改修経費、少子高齢化対策、防災・減災、デジタル化の推進等、経費の増加も見込まれることから、こうした諸課題のための財源を生み出すためには、より一層の行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営の確立を図っていくことが急務となっている。

このような状況を踏まえ、令和4年度予算編成に当たっては、第3次総合計画の後期基本計画の2年目の年度となることから、今まで以上に創意工夫して、限られた財源を最大限有効に活用し、SDGsの中長期的な視点を持ち、計画に掲げる成果目標や重点的に取り組むべき施策・事業を着実に推進・管理する必要がある。また、令和

3年5月に実施した長期財政計画のローリングに基づく持続可能な財成運営を確保しつつ、メリハリのある予算編成を行うものとする。

以上の点を踏まえ、令和4年度の予算編成にあたり、次の事項に留意し適正に見積もられるよう通知する。

第1 令和4年度予算編成の基本的方針

1 「令和4年度政策方針」に基づく重点プロジェクト事業を戦略的に取り組むものとする。

また、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた地方創生のまちづくりを、国、県の動向を注視しながら着実に実施するものとする。

2 一般財源については、普通交付税の算定基礎人口の減少による減額が見込まれるとともに、町税収入についても、新型コロナウイルス感染症及び人口減少の影響による見通しが不透明な状況であることから、歳入の確保はもとより、職員一人ひとりがコスト意識をもち、徹底した歳出抑制に取り組むこと。

3 施策の有効性の評価、検証を十分に行い、特に目的が達成された事業、民間での対応が可能な事業、事業開始から長年経過している事業、費用対効果の薄い事業等については、廃止や事業規模の縮小もしくは類似事業との整理統合を図ることを前提に徹底した見直しを行い、優先順位を定め年度間の財政負担の平準化を図りながら、より一層適切な予算見積もりとすること。

第2 予算編成の基本的事項

1 歳入については、国の予算及び地方財政対策の内容が現時点で明らかでないことから、的確な額を見通すことは困難ではあるが、厳しい財政状況に変わりはない。そのため、本町にとって真に必要となる行政サービスの水準を確保しながら、将来に向けて持続的に発展していくためには、歳入に見合った歳出を基本とし、より健全で安定した行財政運営に努め、最小の経費で最大の効果を上げることを基本とした予算要求をすること。

なお一般財源については、現時点で見込める可能な限りの収入額を設定するが、現在のところ国・県等の予算編成の詳細が明確になっていないことから、動向がわかり次第適宜予算の再調製を行う。

2 当初予算は、総計予算主義の原則に基づき1年間の総予算となるため、計上漏れがないように留意するとともに、前年度決算や現年度執行状況等を十分精査した上で、過大な要求とならないよう適切に要求すること。

また、1年間の総予算であることから、年度途中での補正は、制度改正に伴うもの、災害関係経費等緊急性の高いもの等、真にやむを得ない場合についてのみ行うものとする。

- 3 限られた財源の中で施策の重点化を図り、効率的に配分しメリハリのある予算編成を行うため、課全体で事業の優先度などを十分に検討、調整した上で要求すること。

なお、経営戦略会議で決定した令和4年度の「重点事業プロジェクト」については優先的に予算を配分する。

- 4 事務事業については、令和2年度最終評価及び令和3年度中間評価（現状分析）により、事業効果及び有効性や実績等を十分に検証・検討し、令和4年度における効果達成のために必要な改革・改善を行うとともに、費用対効果の薄い事業等については、廃止や事業規模の縮小もしくは類似事業との整理統合を積極的に行うこと。

- 5 東日本大震災・原子力発電所事故に伴う被害対策に係る事業については、通常の歳入歳出とは別に整理すること。

- 6 特別会計及び企業会計については、受益者負担を原則とした独立採算制を基本に、安易に一般会計からの繰入金をもって財源調整を行うのではなく、可能な限り収入の確保に努めるとともに、経営的視点から更なる支出の抑制を図り、財政の健全化に努めること。

また、使用料等については、適時適切な改定を実施すること。